

平成22年(ミ)第12号 会社更生事件

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

頭書事件について、上記申立人から包括的禁止命令の申立てがあったので、当裁判所は、申立てを理由あるものと認め、会社更生法25条1項及び2項の規定に基づき、次のとおり決定する。

主 文

開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、下記の行為をしてはならない。

記

開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行

平成22年9月28日

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 菅 野 博 之

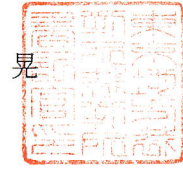
裁判官 福 井 章 代

裁判官 有 田 浩 規

これは謄本である。

同日同庁

裁判所書記官 石 井



鬼

別 紙

当 事 者 目 録

東京都新宿区西新宿八丁目15番1号

申立人（開始前会社）	株 式 会 社	武 富 士
代表者代表取締役	吉 田	純 一
申立人代理人弁護士	小 畑	英 一
同	植 村	京 子
同	本 山	正 人
同	柴 田	祐 之
同	島 田	敏 雄
同	倉 橋	博 文
同	本 多	一 成
同	上 野	尚 文
同	服 部	明 人
同	内 田	昌 彦
同	渡 邊	賢 作
同	高 田	千 早
同	森	拓 也
同	山 本	幸 治
同	高 野	大 滋 郎

以 上